

第6回「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議」 議事録概要

1. **日時**：2025年10月23日（木）16:00-18:00
2. **場所**：&BIZ conference 東京ミッドタウン八重洲 Room1／Teams 会議
(ハイブリッド開催)
3. **出席者**：
(委員) 川原委員、桑田委員、佐々木委員、佐宗委員、佐藤委員、榎木委員、染谷委員、徳増委員、橋本委員、宮園委員、山越委員
(政府側) 錦内閣府参事官、下岡内閣府参事官、吉田内閣府企画官、米山国家安全保障局審議官、大川国家安全保障局参事官、上田国家安全保障局企画官

4. 主な議題：

（1）座長挨拶

研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議において大分議論が進んできた。本日は、いよいよ具体的な手順書案について皆様のご意見を伺いたい。国際的にもこの問題は難しいとされながら進められている。我が国も大変難しい問題ではあるが、あるレベルにまでまとめ、来年度から開始しなければならない。現場のアカデミア側、産業界で実行でき、政府からも納得を得られるようなレベルまで協力して合意することが重要であると考えるため、ぜひご議論をお願いしたい。

（2）研究セキュリティ・インテグリティに関するリスクマネジメント体制整備支援事業実施機関における取組の紹介（非公開）

（3）研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（案）について：事務局説明

（4）研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書（案）について：討議

座長から本日の会議の流れについて説明があり、事務局が紹介した資料について討議が行われた。

討議における、有識者委員からの主なコメント（●有識者委員、⇒座長又は事務局）

- 理解が至っていない可能性もあるので、確認したい。P8において学生がリスクマネジメントの対象として色付けられており、P18ではDDを実施する際に申告させる情報として「非居住者」又は「特定類型」の該当性が記載されている。さらに、P21のリスク軽減措置における「雇用関係を持つことによるガバナンスの強化」に「研究参画者が学生の場合など」と記載がある。夏前の議論では学生に関する件は課題として残っていたはずであるが、最終案に向けて学生についてはマネジメントすることが「望ましい」というレベルに留まると理解してよいか、確認したい。

⇒原案と同様に今回の案においても、事務局としては学生が研究に参画する場合はDDの対

象と考えている。

⇒「望ましい」ではなく、実施しなければならないということか。

⇒必要であるという認識。

- Mustと理解した。

- P.13 同様、P.18 L3「なお、DD は～～実施することで足りる」という表現は誤解を招くのではないか。①～⑫の情報が OS で入手できる、もしくは①～⑫の情報が OS による調査で入手できなくとも差し支えないという捉え方をされてしまうのではないか。「OS 等々で通常把握しうる情報を用いて実施することを基本とする」程度の表現に修正したほうが適切ではないか。また、P.18 L16「②研究経歴」については、「研究」と記載すると空白期間は無職なのか軍機関に所属していたのか分からぬため、教員採用時と同様に「職歴」と記載し、全ての経歴を記載してもらう必要があるのではないか。

⇒P.18 L16「②研究経歴」についてはご指摘のとおりと考えるが、ご議論いただきたい。

⇒OS での調査が不十分であることは理解しているが、現実的にはまず OS による調査でスタートするしかない状況である。その上で、FA の方でも可能な限り足りないところは補完していく方針である。現場に負担をかけないことを優先にこの文章を作成していただいた。現場としてはこのほうが受け入れやすいのではないかと考えるが、ご意見を承ったので、必要であれば後日議論いただければと思う。

- P. 21 のリスク軽減措置において「ゼロ・リスクを求める必要はない」と記載されているが、手順書全体としてもゼロ・リスクを求めるものではないため、ここに記載することは誤解を招くのではないか。また、以前から議論している P. 21 のサイバー攻撃の問題について、何らかの攻撃を受ける事例が発生した場合には、速やかに横展開していく体制を整備する必要があるのではないか。

⇒1 点目について、本手順書全体に係る話として P. 3 に「本手順書では、研究機関や研究者にゼロ・リスクを求めるることはせず」と記載しており、P. 21 の記載は念押しの意味で追加したものである。サイバー攻撃については、政府において、令和 3 年 9 月策定の「サイバーセキュリティ戦略」を年内に見直すという議論が行われており、その骨子のたたき台では、「幅広い主体による社会全体のサイバーセキュリティ及びレジリエンス向上」が挙げられている。大学や研究機関における取組に対する支援についても注視したい。また、様々な事例は必要に応じて関係機関に横展開していきたい。

⇒ゼロ・リスクについては佐藤先生ご認識のとおり。誤解のないよう P.21 は削除でよい。ご意見があれば後ほどお願ひしたい。

- コメントとして、ゼロ・リスクの考え方と比例原則の捉え方がある。いわゆるセキュリティ対応はリスクに見合ったものであり、過度な負担を生じさせないようにするという考え方もある。実質的には非常に難しく、さらなる議論は必要である。
- P.19 のデータマネジメントプランについて、研究で使用される施設設備へのアクセス制限など物理的なアクセスに関する事項を含めると、そのためのコストが大幅に増加する可能性がある。これらの経費は、研究のプロジェクトの中で、正規に使用可能なものとして計上されるのか。また、P.19 L19 共同研究機関については、大学を相手とした共同研究であれば想定できるが、量子関係の特定開発プログラムや、SU 企業を相手にした場合、DD をどこまで徹底できるか危惧している。研究開始

後に共同研究機関の変更や追加が発生する場合や、相手の投資先や資本関係がダイナミックに変化するケースにおいて、相手の状況をどの程度キャッチアップすることが求められるのか、議論が必要である。

⇒よく理解しているので、「望ましい」という表現にしている。最終的には何年かかるか分からぬが、きちんとやらなければならないと思っている。

⇒他の機関は不明だが、JST は新たに発生する予算を、研究費の中で捻出することを前提に議論している。前例のないことを実施するので、まずは実施し始めた上で事例をたくさん集め、新たに必要な予算を明確にしたうえで、最終的に決定的なものを出すという考え方である。

- プロジェクトが始まったあともチェックしなければならないことは分かるが、そうなのか。

⇒ご認識のとおりである。たくさんあることではないので、それほど現場に負担がかかることではないと思う。もし負担がかかるようであればまた議論が必要だと考える。

- 委員の意見に関連して、P.8 L29「企業」について、大学発 SU が共同研究や兼務の形態をとる場合、どこまで大学でリスクマネジメントする必要があるのか、注釈としてでも記載されていると対応しやすくなる。大学発という名前から、大学発 SU も大学のように見えるが、実際は一企業ではあるため、その点を明確にする必要がある。

⇒大学発 SU であっても、独立した企業体であるため、大学の責任ではなく、企業の責任であることは当然である。そのため、注釈を書く必要はないと考える。一方で、研究者としての責任は発生する。また、大学と SU の間で別個の契約があれば、私たちが管理するところではない。

- 適切なリスク軽減措置等を講ずる上で、海外からの不当な影響や脅威としてはどのような類があるかを会議で共有し、どのように手順書に落とし込むのか。また、本件についてパブリックコメントを募集する予定があるか伺いたい。

⇒事例については手順書に記載するものではないと考えている。文科省に既に相談室があり、事例も収集されている。手順書を作成する話とは別の対応となるため、本会議で要望が明確に出されたということを改めて伝える。

⇒パブリックコメントの募集は事務局としては想定していない。

- 輸出管理の団体が意見を出したいようであったことをお伝えしておく。

- 手順書をこれだけ短期間に進めていただき感謝している。対応事項については「望ましい」・「必要である」など分けて記載し、資金配分機関や研究者など関係者についても明記されており、かなり分かりやすくなった。我々は RS と COI をよく比べる。利益相反の文脈では、定期的に申請をしているものの、フォローアップをあまり実施しない。申請して採択されるだけではなく、終わった後、確認するということは想定していないのか。

⇒JST は研究の進行に合わせて確認を行うことにしており。

⇒フォローアップのタイミングは書いていないが、P16 L26 に研究開始後の取組に関して記載している

- 当事者として、JST-TRUST で試行が始まっている中で FA の研究者とのやり取りがどのようなものになるかを知る機会があった。（手順書と共に提示されている雛形の）アンケートについて、DD に必要な項目とリスク低減措置への対応について、心の準備を促すものと理解した。一方で、JST-

TRUST で始まっているものの中では管理対象のデータや特定研究情報にどのようなものがふくまれるかについて問われるという経験をしており、この定義は手順書では研究者側で判断する扱いになっているように見受けられるが、この理解で良いか確認したい。また、そうであれば研究者自身が、いきなり言われても何が該当するのか分からぬ場合もある。経産省の貨物・技術のマトリクス表を基準に答えると、あれは強すぎるのだと思うが、該当なしとなる。しかし、そう（該当なし）答えると、あるはずだという FA とのやり取りが始まる。そのため、どういうものが、準備がでてないうちに第三者によって技術が流出するリスクとして扱うべき対象なのかについて、ガイドンスとなる詳細なチェックリストや判断基準がほしい。

⇒JST では PD、PO、その分野の専門家を交えて、分野やテーマに応じた確認を行っている。明らかにテーマによって異なるので、そういうプロセスを入れないと難しい。JST では、どの専門家にどのように実施してもらったのかまで確認している。このようなプロセスがないと難しい。アンケート項目は、文部科学省だけでなく経済産業省も巻き込んで作成している。必要以上に複雑化させることは避けるべきだが、最低限、関係省庁や業界関係者が必要とする項目を含めなければならない。JST の取組を参考としつつ、事務局と相談のうえ手順書に付け加えるようにする。

- 欠席の委員からの質問（事務局から紹介）

1. P.13 L35 「⑤発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者」に関するデューディリジェンスが必要としているが、L36「⑥特許の出願状況」の注 20 及び P18 L20「⑥特許の出願状況」の注 24 では、「共同出願人の情報を含めることが望ましい」と緩められている。論文と特許で差をつけた背景は何か。P13 L26 に「DD の結果を確認することが必要である」とあるので「望ましい」と緩める必要はないのではないか。

⇒ご意見がなければ、論文にそろえて特許も必須項目にする。

2. P14 L3「米国の統合スクリーニングリスト」の採用は重要だが、BIS の Entity List、あるいは OFAC の SDN List には支配要件があり、必ずしもリストに掲載されていない対象も多い。リストに限定する表記ではなく、各リストの運用に基づいた管理を求める必要がある。

⇒産業界では実施しているが、アカデミアにそこまで求められても難しい。MUST ではなく、ただし書きで「望ましい」として入れるか検討する。

3. P17 L5,6（特定研究開発プログラムへの応募の有無に関わらず）「研究機関が適切にリスクマネジメントを実施するためには、リスクマネジメントに取り組みやすい体制を整えておくことが望ましい」という記載は「必要がある」に改訂すべきだと考える。具体的な事項は「望ましい」でも、体制の整備までが「望ましい」では全体が進まない。

⇒特定研究開発プログラムに応募する予定がある大学は実施せざるを得ないため、「応募する予定のある大学については」と限定付きで記載する。

4. P.8 注 9「研究機関が企業である場合におけるリスクマネジメントの実施に当たっては、現在、経済産業省において検討されている「技術流出対策ガイドンス第 2 版」（P）の内容も参照された」という記載に感謝する。手順書と「技術流出対策ガイドンス第 2 版」が矛盾し、企業にとってダブルスタンダードにならないよう、ガイドライン・ガイドンスの規定策定のみならず FA を含めた実務上の整合も必要だと考える。また、研究機関が企業である場合、本ガイドラインの DD における「望ましい」規程を超えて、共同研究機関である大学等の研究参画者への DD を求めた際に、B 大学の

Co-PI から協力を得られない可能性がある。この際、B 大学の Co-PI による（企業に対する法的責任を伴う）「表明保証」等で足りるとするか。

⇒企業が大学に依頼し、大学が対応してくれないというケースはあり得る。特に海外機関、海外大学の場合には十分あり得る。普通はそういう場合には共同研究はしないということになるとと思うが、それでもどうしても一緒にやる必要があると研究代表機関が判断する場合には、そのリスクを負ってやってもらえば構わないだろう。ただし、その際の責任は研究代表機関が持たなければいけない。

5. P.23 L31「研究者は、積極的に、研究セキュリティの確保に関するリテラシー向上を図るための研修を受講することが望ましい」という記載は、「特定研究開発プログラムに従事することが見込まれる研究者は～受講する必要がある」とすべきである。ただし、「研究セキュリティの確保に関するリテラシー向上を図るための研修（またはそのモデル）」を誰が供給するかについては、検証が必要である。

⇒今はまだプログラムができていない段階なので、「望ましい」という表現のまとまる。

以上